

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 2月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 8号

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市敬老パス条例施行細則（平成16年名古屋市規則第 101号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項及び第 2項中「その住所地を所管区域とする社会福祉事務所長を経由して」を削り、同条に次の 1項を加える。

- 3 前 2項の規定による返還は、当該返還をしようとする者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所長を経由してするものとする。ただし、その必要がないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8年 2月24日から施行する。